【土砂･流木緊急除去事業編】
特記仕様書

工　事　特　記　仕　様　書　（１）

この特記仕様書は、三重県が発注する土砂・流木緊急除去事業の施工について、設計図書および三重県公共工事共通仕様書　（以下「共通仕様書」という。）に準拠するほか、この仕様書により施工しなければならない。

第１　土地の形質等の変更行為

本工事にかかる受注者任意の土地の形質等の変更行為については、次の各号を遵守しなければならない。

１　受注者が任意に仮設道路・資材置場・重機搬入路等（以下「任意工事用道路等」という。）を施工する場合は、渓流および森林の荒廃につながるような施工を行わないこととし、必要最小限の面積とすること。

２　任意工事用道路等とは、設計図書において施工位置、規模、規格・構造が指定されていないものをいう。

３　任意工事用道路等を施工する場合は、事前に当該行為について土地所有権者の承諾を得るとともに、原則として、原形復旧をしなければならない。この場合、原形復旧とは、土砂の流出・崩壊が生じない程度に復旧することをいい、植生を消滅させた場合は、植栽工等によりその回復を図ることをいう。

また、原形復旧に要する費用は受注者の負担とする。

なお、土地所有権者等が自らその後の維持管理を行うとして移管を求められた場合は、手続きを行ったうえで、任意工事用道路等を残置することもできる。

第２　工事の施工管理

１　土砂や流木等を仮置きする場合は、渓流水や湧水のない現場内に仮置きするとともに、周辺に流出しないよう配慮しなければならない。

２　工事目的物の数量が設計図書に比して相違すると想定される場合は、設計図書に準じて当該数量計算書を事前に提出し監督員と協議しなければならない。

３　また、工事目的物が完成した場合は、設計図書に準じて完成図面及び数量計算書を提出するものとし、提出期日は監督員の指示によるものとする。

４　立木の伐採及び搬出に際して、残存木に損傷を与えないよう必要に応じて、保護材を用いて残存木を保護しなければならない。また、残存木に損傷を与えた場合は､受注者の責により所有権者と協議し対処しなければならない。

第３　工事に使用する木材

１　本工事に使用する木材及び木材製品は、三重県産材とする。

２　現場代理人は使用する木材及び木材製品について納入伝票に県産材証明書（様式１）を添付する。

３　これにより難い場合は、別途、監督員と協議する。

第４　工事看板等への間伐材の使用

１　共通仕様書に記載されている標識等の工事看板、工事説明板、掲示板及びバリケード等は、三重県認定リサイクル製品の使用に努めるものとする。

　なお、当該リサイクル認定製品が、入手困難等の場合は監督員と協議のうえ、他の同等の製品に変更することができる。

２　前項の工事看板等の設置にあたっては、施工計画書にその設置計画を記載するものとする。

３　工事看板には、「この事業は、「みえ森と緑の県民税」を活用して整備しています。」との内容を記載するものとする。（別紙参照）

（様式１）

県　産　材　証　明　書

（受注者）　様

令和　　年　　月　　日

（三重県産材引取者名）

下記の建設用資材は、三重県産材であることを証明します。

記

工事番号 ・ 工事名			
工　事　箇　所			
伐　採　種　別 （〇で囲む）	主　伐　材　・　間　伐　材		
樹　　種	品名・規格	単　位	数　量

【別紙】

工事看板記載例

この事業は、「みえ森と緑の県民税」を活用して整備しています。

工事名	令和〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇事業 第〇-〇〇号工事
工事場所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇地内
工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
発注者	三重県〇〇農林（水産）事務所 電話　〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
施工者	〇〇〇〇〇〇〇 電話　〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

この看板は三重県産間伐材を使用しています。

工　事　特　記　仕　様　書　（２）

土砂・流木緊急除去事業において、渓流沿いに堆積又は倒伏している土砂や危険木等（以下、「流木」という。）の除去については下記のとおり行なうこととする。

１　流木の除去に伴い伐採を行う作業員及び木材伐出機械等を用いる作業員は、労働安全衛生法第 59 条第３項に基づき、同規則第 36 条第１項の六の二から八に該当する業務の安全衛生特別教育を受けたものでなければならない。

なお、該当する業務の安全衛生特別教育修了証明書の写しを施工計画書又は工事打合簿により提出すること。

２　受注者は、伐木等作業の際には、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」について（令和２年１月 31 日付け 0131 第１号の厚生労働省労働基準局長通知）を遵守すること。（厚生労働省 HP「伐木作業・林業における安全対策」を参照）

３　流木の除去に伴う伐採においては、周囲の健全木に損傷を与えないよう十分注意するとともに、掛かり木が生じないよう注意する。

４　受注者は、流木の除去に伴い発生する伐採木について、枝払い・玉切を行ったうえで速やかに集積し、木質バイオマス発電の燃料、製紙用又はきのこ栽培や家畜用馬場敷き、肥料等の原料としての利用（以下、「再生利用」という。）の用途に供さなければならない。

なお、伐採木は、「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成２１年２月林野庁）」、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成２４年６月林野庁）」に準じて、この事業で発生した伐採木とそれ以外のものが混じらないように分別管理を行わなければならない。

５　業務施行に伴い、再生利用できない廃棄物が発生した場合は、受注者が廃棄物処理法等の各種諸法令を遵守して適正に処理することとし、併せて第三者への損害及び公衆に迷惑をかけないようにしなければならない。

なお、この場合の廃棄物は「一般廃棄物」として取り扱うものとし、工区の存在する市町内に処分施設がない場合は、監督員に協議すること。

また、廃棄物該当性の判断は、必ずしも他人への有償譲渡の実績等を求めるものではなく、「行政処分の指針について」（令和３年４月 14 日付け環循規発第 2104141 号）により、判断されなければならない。

６　施工管理及び規格値の基準は、「建設工事施工管理（案）」の「建設工事施工管理基準（案）」及び「写真管理基準（案）」に準じることとする。

段階確認の事務手続きは、三重県公共工事共通仕様書の定めに準じる。